

「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する告示(案)」及び「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示(案)」
に対する意見募集の結果について

令和8年8月20日(木)

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室

「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する告示(案)」及び「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示(案)」について、以下のとおり意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

1. 概要

- (1)意見募集期間:令和8年5月8日(金)～令和8年6月8日(月)
- (2)実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3)意見提出方法:e-Gov の「意見提出フォーム」、郵送

2. 意見募集の結果

- (1)意見件数:4件
- (2)お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方:別紙のとおり

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。また、今回の意見募集の対象と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
産廃として扱う PCB に、濃度の指定があるが、水や土などで薄めて廃棄、などという不正が起きない様、追加の条文を考えた方が良いのではないかと。 福島原発の放射能処理水の様に、環境への拡散が問題になる物質を、海水で薄めて基準値をクリアさせるという本末転倒の手段が取られる可能性がある。	今般のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の無害化処理の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、環境大臣が定める PCB 廃棄物を焼却、又はポリ塩化ビフェニルを除去若しくは分解する方法に関するものです。 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定を受けた者がこの基準に合致しない処理を行った場合や、無害化処理認定を受けていない者が処理を行った場合は、改善命令等や罰則の対象となります。 既に不適正な処理を防ぐための規定は廃棄物処理法に規定されているため、現時点では、規定の追加は考えていません。
JESCO による高濃度 PCB 廃棄物処理事業の終了後も、古い建物、倉庫、工場、電気設備等から PCB 廃棄物が散発的に発見される可能性があることを踏まえれば、今後発見される PCB 廃棄物を適正に処理する制度的受け皿を確保する必要性は理解できます。 一方で、PCB は難分解性、蓄積性、毒性を有する有害物質であり、特に高濃度 PCB 廃棄物の処理においては、処理施設、作業員、周辺住民、周辺環境に対するリスクを十分に管理する必要があります。今回の改正案は、従来の低濃度 PCB 廃棄物を中心とした制度を、高濃度 PCB 廃棄物にも広げる方向を含むものと理解されますが、安全性の担保、監視体制、情報公開について、より具体的な基準を設けるべきです。 以下の点について、再検討または明確化を求めます。 1. 高濃度 PCB 廃棄物を無害化処理制度に位置付ける場合、JESCO と同等以上の安全管理水準を明記すべき	無害化処理認定制度への移行に当たって、安全を確保して事業を進めることが極めて重要です。 安全性の担保、監視体制、情報公開については、今後、「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」、「微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン（洗浄処理編）」及び「低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン（焼却処理編）」を改訂し、高濃度 PCB 廃棄物の処理に必要な事項等について具体的な基準や方法等を示すこととしています。 また、認定に当たっては、PCB 廃棄物の処理技術や作業上の安全衛生などについて、多様な分野の専門家からなる技術評価委員会の確認を受けることとなります。

2. 排ガス・放流水について、具体的な数値基準と監視方法を明記すべき 3. 高濃度 PCB 廃棄物の前処理後投入基準について、科学的根拠を示すべき 4. 試験頻度は「6 か月に 1 回以上」では不十分であり、ロットごとの確認を義務付けるべき 5. 高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物の混合は原則禁止すべき 6. 焼却条件をより具体化すべき 7. 記録義務だけでなく、情報公開義務を強化すべき 8. 一般廃棄物側に PCB 廃棄物を追加する場合、自治体への支援を明確にすべき 9. 施行時期について、十分な準備期間を設けるべき 10. パブリックコメント資料として、リスク評価と技術的根拠を示すべき	
JESCO での高濃度 PCB 廃棄物処理は終了しましたが、今後も高濃度 PCB 廃棄物はある程度発見されてしまうと思います。そのときに高濃度 PCB 廃棄物の処理先が無いといった事態にならないためにも高濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定業者を確保しておくことは重要であり、今回の法改正は必須であると考えます。 PCB 廃棄物が不法投棄されたり紛失してしまう事態を起こさないためにも、適切な管理体制のもと PCB 廃棄物の処理を進めていただければと思います。	今後、本告示改正も踏まえ、廃棄物処理法に定める環境大臣による無害化処理認定制度によって高濃度 PCB 廃棄物の処理施設を確保していくとともに、令和 8 年 6 月 19 日に公布されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 44 号）に基づき PCB 廃棄物の適正な処理を推進してまいります。
無害化処理の内容や基準の一部改正にあたっては、処理効率の向上を優先するあまり、周辺環境への安全性や住民の安心が疎かになってはならないと考えます。 今回の改正により、民間処理施設での取扱量や処理手法に変更が生じる場合は、各施設における処理前後のモニタリングデータ（排ガスや排水中の PCB・ダイオキシン類濃度など）の測定頻度を維持・強化し、その結果をこれまで以上に透明性高く迅速に一般公開する仕組みを担保してください。	無害化処理認定制度の実施に当たっては、安全を確保して事業を進めることが極めて重要です。 今後、民間事業者に対する高濃度 PCB 廃棄物の処理に係る認定審査に当たっては、申請書類を公告縦覧し、利害関係者からの意見を考慮します。また、無害化処理認定制度に基づき国が認定した事業者においては、定期的にモニタリングを行うことで周辺環境に対して影響を与えていないことを確認し、環境省令で定めるところにより、その情報を公表しなければならないと廃棄物処理法において定められています。

以上